

(公益社団法人) 日本船舶海洋工学会 西部支部規則

第1章 総則

- 第1条 当支部は公益社団法人日本船舶海洋工学会西部支部と称する。
- 第2条 当支部は、支部会員の相互の協力により、地域の学会活動を主体性を持って行うことにより、船舶及び海洋工学に関する学術、技術の進歩発展と教育への貢献を計ることを目的とする。
- 第3条 当支部の運営は、本会定款及び細則と本支部規則による。また支部運営に必要な細則を運営委員会の議決により定める。
- 第4条 当支部は事務所を福岡市西区元岡7-4-4九州大学工学部船舶海洋システム工学教室内に置く。

第2章 事業

- 第5条 当支部は、前項の目的を達成するため次の支部事業を行う。
- (1) 講習会・シンポジウムなどの開催
 - (2) 支部研究会の開催
 - (3) 支部所属会員管理
 - (4) 支部広報情報活動
 - (5) 前記各号の他、第2条の目的達成に必要な事業
- 第6条 当支部は、本会定款及び細則に定められる本部事業に対し、必要な役割を分担し且つ支援を行う。
- 第7条 当支部の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日で終わる。

第3章 会員

- 第8条 西部支部会員は、日本船舶海洋工学会の会員で島根県、広島県、愛媛県、高知県以西の日本国内に居住または勤務するもの及び外国在住で西部支部での活動を希望するものをもって構成する。
- 第9条 会員は、所属する支部における活動を主体に行うが、他の支部での活動（研究会参加など）を妨げるものではない。
- 第10条 西部支部の会員管理は西部支部にて行う。西部支部会員が居住または勤務する場所が第8条に記載の地域から変更になった場合、会員の申し出によりその地域に対応する支部に移管する。

第4章 役員

第11条 当支部に次の役員を置く。

支部長	1名
副支部長	1名
運営委員	10名以上
監事	2名

第12条 支部長は、運営委員会が支部所属正会員の中から候補を選出し、支部総会において承認する。なお、運営委員会における支部長候補者の選出方法については、支部細則において別途定める。

- 2 副支部長は支部長が運営委員の中から推薦し、支部総会の承認を得た後、支部長が委嘱する。
- 3 運営委員は支部長が支部所属正会員の中から推薦し、支部総会の承認を得た後、支部長が委嘱する。
- 4 監事は支部長が支部所属正会員の中から推薦し、運営委員会の承認を得た後、支部選出代議員が信任する。

第13条 支部長は支部を代表し会務を総括する。

副支部長は、支部長の指示によりその職務を分掌し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。運営委員は運営委員会を組織して支部長を補佐し、会務を処理する。監事は会務を監査する。

第14条 支部長及び運営委員の任期は2カ年とするも、重任は妨げない。ただし4年以上継続して就任することはできない。

- 2 役員に欠員を生じたときは、支部長が支部所属正会員の中から推薦し、運営委員会の承認を得た後、支部長の委嘱により補うことができる。ただしその任期は前任者の残り期間とする。

第5章 会合

第15条 支部の会合は、支部総会、支部講演会、運営委員会の3種とする。これ以外に運営委員会で合意し細則に定める各委員会を設けることができる。

第16条 支部総会は年1回、春季に開催し、役員改選、会務報告、会計報告その他の事項を付議する。

- 2 支部総会は支部役員、支部選出理事及び西部支部からの本部監事（支部より選出された場合）、支部選出代議員をもって構成員とし、当該支部総会構成員の過半数が出席しなければ開催できない。ただし、支部総会に出席できない支部総会構成員は書面をもって他の支部総会構成員に委任することができる。この場合はあらかじめ通知した事項については出席者とみなす。
- 3 一般会員は支部総会に出席し意見を述べることができる。

- 4 支部総会の議事は出席者の過半数の賛成によって決定する。
- 5 支部所属正会員の10分の1以上の請求があるときは、または役員5分の1以上の請求があるときは、臨時総会を開催しなければならない。また運営委員会の過半数の賛成により、支部所属正会員全員の意見を書信またはメール等の手段で徴することができる。回答者の過半数の賛成を得た事項について支部総会の決議事項として取り扱う。

第17条 運営委員会は支部長の指示により、諸会務の検討を行い支部としての決定を行う。運営委員会は年5回以上開催する。ただし、支部長が認めた場合、臨時運営委員会を開催することができる。

第18条 支部長は、支部総会、運営委員会の議長を務める。

第19条 当支部の会務は福岡地方においてこれを行い、当支部に必要により事務員をおく。

第6章 会計

第20条 支部の財産は設立当初の財産目録のうち基本財産として支部に移管されたもの、及び理事会で支部基本財産に繰り入れることを議決した財産とする。

第21条 支部の毎年の基本収入は本部からの支部交付金による。

第22条 支部の会計は事業年度毎に事業計画とそれに見合う予算を定め、実施する。

第7章 事業及び決算報告

第23条 支部長は、支部総会の承認を得た後、当該年度の事業計画及び収支予算を理事会に提出し、承認を得なければならない。

- 2 支部長は、各年度末に、当該年度の事業及び決算について支部監事の監査を受け、支部総会で承認を受けた後に理事会に提出し、承認を得なければならない。

第8章 支部規則の改正

第24条 支部規則を決定し、あるいは変更しようとするときは、支部総会にて出席者の3分の2以上の同意を得た上で、理事会に申し出て承認を得なければならない。

第9章 付則

付則(1) この支部規則は2005年5月12日支部総会の承認により、2005年5月12日より施行する。

(2) この支部規則は2008年4月25日支部総会の承認により、2008年4月25日より施行する。

(3) この支部規則は2010年4月27日支部総会の承認により、2010年4月27日より施行する。

- (4) この支部規則は2011年4月26日支部総会の承認により、2011年4月26日より施行する。
- (5) この支部規則は2014年5月14日支部総会の承認により、2014年5月14日より施行する。
- (6) この支部規則は2017年5月12日支部総会の承認により、2017年5月12日より施行する。